



ルールとマナーを守りましょう

水面利用ルール7ヶ条(筑後川久留米地区)

一水上スポーツ(エンジン付)は利用区域を守り安全走行でー

水上スポーツで舟釣り以外のものを楽しむ範囲は、宮の陣橋から神代橋までの区間です
※釣り舟以外は、宮の陣橋から下流、神代橋から上流は利用できません
※ここでの水上スポーツとはエンジン付のものをいいます

- 1 河岸から 50m は 減速 区間です。
- 2 水面への昇降場所(スロープ)付近では徐行を守ろう。
- 3 水上スポーツ区域内の利用時間

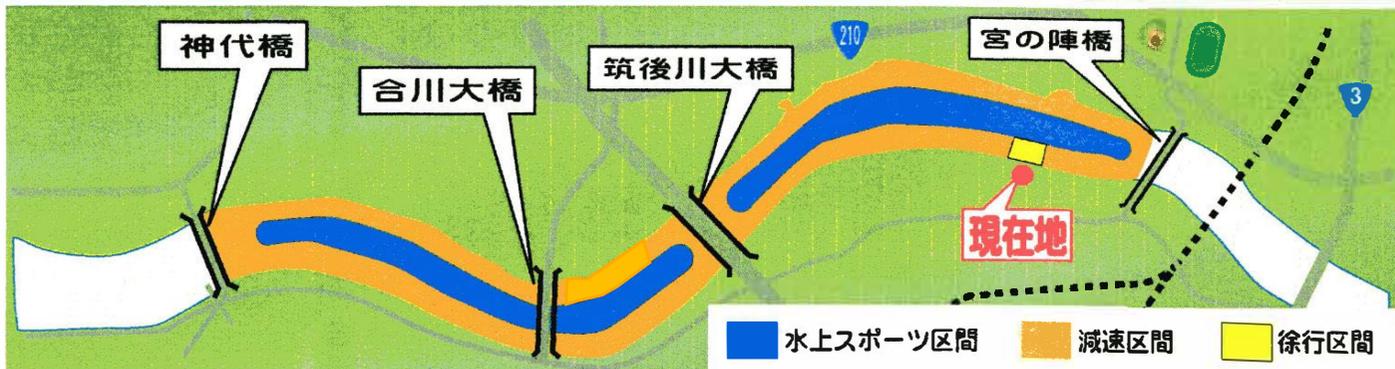
夏 季 (3月~10月) 8:00 ~ 日没まで

冬 季 (11月~2月) 9:00 ~ 日没まで

カニ漁の時期やアユが川を上る時期は特に注意して利用しよう

- 4 昇降場所(スロープ)の使用は水面に舟などのあげおろしをするときに限ります。水際での駐車・休憩など、特定の人が独占しないようにしよう。
- 5 無免許運転、改造船体による走行等、危険な走行はやめよう。救命胴衣を着け水上の安全走行に心がけよう。(水上オートバイ)
- 6 漁業者(漁業網)、釣り人など、川を利用している他の人に近づかないようにしよう。
- 7 騒音など地域住民への迷惑に特に注意しよう。

自主ルールを利用者が守れない場合は、この場所を使用できないようになる場合があります
トラブルや迷惑な行為は警察に通報する場合があります



魚の季節注意報

	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12
アユ		遡上期										
カニ												

通報連絡系統図



河川敷の利用7ヶ条

一河川敷を安全に利用する7つの約束一

- 1 みんなでゆずりあい、気持ちよく利用しましょう。
- 2 川の水、河川敷を汚さないように、ゴミは必ず持ち帰りましょう。
- 3 車は徐行、駐車中はエンジンを止め、騒音や空気が汚れるのを防ぎましょう。
- 4 筑後川の水は、水道用水、農業用水、工業用水として利用されています。内水面漁業も行われ、魚など多くの生き物たちのすみ場所です、大切に利用しましょう。
- 5 外来種(バス・ブルーギルなど)の魚を釣った時には、次のルールを守りましょう。外来種は川に入れない、捨てない、広げないが3原則です。
- 6 雨の前後や川の上流域で雨が降るときの岸辺は危険です、近づかないようにしましょう。(雨と水位の情報をiモードなどでお知らせしています)
- 7 タバコのポイ捨てなど、火災の原因になるようなことはやめましょう。

筑後川久留米地区水面利用協議会

合川地区自治会、宮の陣地区自治会、筑後川漁業協同組合、下筑後川漁業協同組合
筑後川安全協会(水上スポーツ利用者)、陸上自衛隊第5施設団
久留米市・国土交通省 筑後川河川事務所

連絡先: 久留米市河川課 TEL 0942-(30)-9075

筑後川河川事務所 TEL 0942-(33)-9131(代)

久留米警察署
TEL 0942-38-0110

国土交通省 川の防災情報 (<http://www.river.go.jp/>)

夜明ダム放流情報 テレホンサービス ☎ 0973-57-9791

イベントのお知らせ